（証券コード4094）
平成27年６月９日

株　主　各　位

東京都台東区下谷２丁目20番５号
日本化学産業株式会社
代表取締役社長　柳　澤　英　二

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時40分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都荒川区東日暮里５丁目50番５号
ホテルラングウッド２階「朱鷺」

会場が前回の定時株主総会会場から変更となっておりますので、ご来場の際には、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。

３．目的事項
報告事項
１．第90期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第90期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　役員賞与支給の件
第４号議案　第四回信託型ライツ・プラン設定のために特に有利な条件で新株予約権を発行する件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　本招集ご通知添付の事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（http://www.nihonkagakusangyo.co.jp/）において、修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

［添付書類］

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済・金融政策を背景とした株価上昇、円安傾向継続により、緩やかな景気回復基調にはありましたが、消費税増税前の駆け込み需要の反動減や、海外現地生産の進展による輸出の伸び悩みに加え、原油安ではあるものの円安に伴う輸入物価の上昇や、消費税増税に伴う実質所得の減少を背景とした個人消費の低迷、中国経済の不透明感や欧州の景気低迷等による停滞もあり、依然として本格的な実体経済の回復までには至らない状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、新製品や新規用途開発品を中心とした販売・生産数量の確保・拡大、海外も含めての新規ユーザー開拓、タイの海外子会社における新製品の安定生産・販路拡大を目指すとともに、価格競争力を増すための全社挙げての低コスト体質強化および二次電池用正極材に関わる新規案件立上げへの迅速な対応に努めてまいりました。その結果、当連結会計年度の売上高は前期比581百万円3.0％増の19,671百万円となりました。利益面では、建材部門において消費税増税前の駆け込み需要の反動減等の影響が長期化したことにより、営業利益は前期比163百万円8.5％減の1,761百万円、経常利益は前期比105百万円　5.1％減の1,956百万円となりました。また、当期純利益は前期比456百万円　31.8％減の977百万円と大幅な低下となりました。これは、前期に東京電力福島原子力発電所事故に伴う損害補償金252百万円を特別利益に計上しましたが、当連結会計年度では福島工場生産品が回復したことにより同損害補償金が141百万円となり、さらに、タイの海外子会社のネクサス･エレケミック社において、パソコン関連需要の落ち込みや複数購買化・仕様変更等の影響が長期化し同社の業績が低迷した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく減損の兆候が認められたことから、当期末において413百万円の減損損失を特別損失として計上し、さらに同社の繰延税金資産のうち52百万円を取り崩し法人税等調整額に計上したことによります。

事業別の状況は以下のとおりです。

薬品事業は、国内においては納入先の複数購買化や生産拠点の海外シフトの影響等により伸び悩みましたが、前期に比しては、非鉄金属相場上昇や円安により販売単価がアップしたこと、および海外においてはタイの海外子会社のサイアム･エヌケーエス社における新製品販売が軌道に乗り始めたことから、売上高は前期比817百万円　5.2％増の16,412百万円となりました。そのうちの海外売上高は、前期比464百万円　16.8％増の3,222百万円（連結売上高の16.4％）となりました。利益面につきましては、国内では、採算に影響のある電池用薬品等の主力製品が伸び悩んだことに加え、夏場まで続いた原油価格高騰による一部原材料価格の上昇や電力費等経費の上昇を売価に全面的には反映しえず、さらに受託加工に係る準備費用負担等から微増となり、タイの海外子会社においては、ネクサス・エレケミック社が前述の影響により営業損失が拡大したものの、サイアム・エヌケーエス社の新製品の生産・販売が軌道に乗り始めたことから子会社全体では営業損失が縮小し、全体の営業利益は前期比45百万円　3.7％増

の1,280百万円と若干の改善となりました。
建材事業は、工作機械向け制御盤用熱交換器が前期比で伸びたものの、消費税増税前の駆け込み需要の反動減の影響で新設住宅着工戸数が低調に推移したことにより、住宅関係における主力製品である防火通気見切り縁が減少したことや新製品の伸び悩み等もあり、売上高は前期比236百万円　6.8%減の3,258百万円となりました。利益面につきましては、採算面で影響の大きい主力製品の防火通気見切り縁の減少等により、営業利益は前期比190百万円　17.2%減の920百万円となりました。

当社グループ全体としては、前記のとおり連結売上高は増加しましたが、連結営業利益、連結経常利益、および連結純利益はともに減益となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資、社債の発行等による、外部からの資金の調達は行っておりません。なお、タイの海外子会社のサイアム・エヌケーエス社が当連結会計年度において行った増資については、親会社日本化学産業株式会社が総数引受する、グループ内ファイナンスを実施いたしました。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資総額は1,090百万円で、その主なものは薬品事業における生産設備増強です。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題としては以下のように考えております。
当社グループは、欧州債務問題ならびに景気低迷、中国経済の成長率鈍化等を巡る不透明感などは払拭されず、為替動向の不安定感、産業の日本からの海外シフトの継続、各産業の国内外における競争激化等、事業環境の厳しさ、不安定感、およびリスクが一層強まることを前提とし、その中にあっても収益を確保できる体制の構築を進めます。
薬品事業におきましては、安価原料・リサイクル原料の更なる活用拡大をはじめ、生産体制・生産効率の見直し等による大幅なコスト引き下げの実現を通じた収益基盤の基礎固めを確立しつつ、環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材、プリント基板用薬品等での当社独自技術に基づく新製品の開発や新規事業の開拓を、緊密な連携に基づくグローバルな開発・生産・販売体制のもとでスピーディーに展開するとともに、二次電池用正極材の受託加工を本格化して行くこと等を通して、強固な収益体質の確立と収益の確保および拡大に努めてまいります。
建材事業におきましては、消費税増税前の駆け込み需要の反動からの回復動向、また同税の再増税の影響等を踏まえつつ、ニーズに応える多様な新製品群の実現および新たな得意先の開拓等を通して一定の収益水準を維持、拡大できる体制づくりに引き続き努めてまいります。
グローバル化が一段と進展し競争が激化するなか、当社グループ全体として事業環境等の変動リスクに迅速かつ的確に対応できる一層強靭な事業体質・収益力を構築し、薬品・建材両事業の販売および生産すべてにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことによって「新たな価値」を創出し、これを市場および顧客の皆様へ提供することを通して、業績の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を確実なものといたしたく考えております。

(5) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第87期 23.4～24.3	第88期 24.4～25.3	第89期 25.4～26.3	第90期 (当連結会計年度) 26.4～27.3
売上高	20,761百万円	17,667百万円	19,090百万円	19,671百万円
経常利益	2,129	1,778	2,061	1,956
当期純利益	1,368	1,493	1,434	977
1株当たり当期純利益	69円32銭	75円38銭	72円13銭	49円03銭
総資産	28,802百万円	30,436百万円	32,236百万円	34,269百万円
純資産	23,659	25,353	27,021	28,771
1株当たり純資産	1,196円02銭	1,276円62銭	1,356円77銭	1,440円91銭

注1．第87期より「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号) を適用しております。
2．第87期の「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(201,000株)は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。
3．第88期の「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(122,000株)は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。
4．第89期より「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号（ただし、退職給付会計基準第35項本文に掲げられた定めを除く。)) を適用しております。
5．第89期の「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(64,000株)は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。
6．第90期より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成27年3月26日) を適用しております。
7．第90期の「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(12,000株)は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第87期 23.4～24.3	第88期 24.4～25.3	第89期 25.4～26.3	第90期 (当事業年度) 26.4～27.3
売上高	20,154百万円	17,289百万円	18,551百万円	18,632百万円
経常利益	2,152	1,912	2,166	2,059
当期純利益	1,481	1,495	1,528	1,508
1株当たり当期純利益	75円03銭	75円46銭	76円88銭	75円65銭
総資産	27,715百万円	29,126百万円	30,681百万円	32,887百万円
純資産	22,877	24,347	25,876	27,776
1株当たり純資産	1,156円48銭	1,225円97銭	1,299円26銭	1,391円10銭

注1．第87期より「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号) を適用しております。
2．第87期の「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(201,000株)は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。
3．第88期の「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(122,000株)は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。
4．第89期の「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(64,000株)は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。
5．第90期より「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号) を適用しております。
6．第90期より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成27年3月26日) を適用しております。
7．第90期の「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(12,000株)は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（平成27年３月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ネクサス･エレケミックCO., LTD.（タイ国）	52,000千タイバーツ	100％	電子・精密部品等のめっき加工
サイアム･エヌケーエスCO., LTD.（タイ国）	280,000千タイバーツ	100％	工業薬品の製造・販売

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

薬品事業	銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、ナフテン酸・オクチル酸等の金属石鹸、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液、めっき加工
建材事業	防火通気見切縁､耐震補強材､内装用間仕切壁､郵便ポスト､手摺・笠木等の住宅用建材製品、熱交換器「クールフィン」ほかその他建材製品

(8) 主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

当社	本社	東京都台東区
	大阪支店	大阪市中央区
	名古屋支店	名古屋市中区
	埼玉工場	埼玉県草加市
	青柳工場	埼玉県草加市
	福島第一工場	福島県双葉郡広野町
	福島第二工場	福島県双葉郡楢葉町
	大利根工場	埼玉県加須市
	総合研究所	埼玉県草加市
	ハノイ駐在員事務所	ベトナム国ハノイ市
子会社	ネクサス･エレケミックCO., LTD.	タイ国アユタヤ県
	サイアム･エヌケーエスCO., LTD.	タイ国アユタヤ県

⑼ 従業員の状況

① 企業集団の従業員数（平成27年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減
630名	４名増

注 従業員数は就業人員を記載しております。

② 当社の従業員数（平成27年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
329名	１名減	41才８ヵ月	17年１ヵ月

注 従業員数は就業人員を記載しております。

⑽ 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	106百万円
株式会社りそな銀行	70

注 株式会社三井住友銀行からの借入額には、従業員持株会連携型 ESOP による借入金29百万円が含まれております。

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数 80,000,000株

⑵ 発行済株式の総数 20,680,000株（自己株式712,405株を含む）

注 自己株式（712,405株）には、「株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）」所有分（12,000株）を含んでおります。

⑶ 株主数 1,412名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
日化産取引先グループ持株会	2,260千株	11.31%
三井生命保険株式会社	1,000	5.01
株式会社三井住友銀行	970	4.85
にっかさん従業員持株会	867	4.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	781	3.91
株式会社東京都民銀行	660	3.30
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	627	3.14
日本パーカライジング株式会社	490	2.45
株式会社近畿大阪銀行	404	2.02
株式会社りそな銀行	400	2.00

注１．上記のほか、当社が所有している自己株式712,405株があります。
２．持株比率は自己株式（712,405株）のうち、「株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）」所有分（12,000株）を除く、当社所有自己株式（700,405株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社役員に関する事項

⑴　取締役および監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
柳　澤　英　二	代表取締役社長	ネクサス・エレケミック Co., LTD. 代表取締役会長 サイアム・エヌケーエス Co., LTD. 代表取締役会長
久　能　忠　生	常務取締役（総務部門担当）	
小　林　憲　男	取締役（薬品生産本部長）	
桜　井　俊　二	取締役（建材本部長）	
丁　子　幹　雄	取締役(薬品営業本部長兼海外本部担当)	
鹿　島　　肇	取締役（総合研究所長）	
野　瀬　賢　造	取締役（社長室長）	
井　上　幸　夫	取締役	㈲オフィスアーク 代表取締役
田　中　龍　一	常勤監査役	
佐　藤　榮太郎	監査役	公認会計士・税理士
花　木　正　義	監査役	税理士、㈱アルファシステムズ 社外監査役
臼　田　正　博	監査役	

注１．取締役井上幸夫氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．常勤監査役田中龍一氏、監査役佐藤榮太郎氏、花木正義氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．田中龍一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務、会計および証券関連業務をはじめとして相当程度の知見を有しております。
４．佐藤榮太郎氏は、公認会計士および税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．花木正義氏は、長年国税局の要職を歴任され、また税理士の経験から、税務に精通しており、相当程度の知見を有しております。
６．当社は、取締役井上幸夫氏ならびに監査役佐藤榮太郎氏および花木正義氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
７．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
就任
平成26年６月27日開催の第89回定時株主総会において、柳澤英二、久能忠生、小林憲男、桜井俊二、丁子幹雄、鹿島　肇、野瀬賢造の各氏が取締役に再選され重任、井上幸夫氏が新たに選任され就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支給人数	支給額
取　締　役 (内社外取締役)	8名 (1)	86,142千円 (5,500)
監　査　役 (内社外監査役)	4 (3)	26,534 (22,684)
合　　計 (内社外役員)	12 (4)	112,676 (28,184)

注１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第81回定時株主総会において年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成６年６月29日開催の第69回定時株主総会において年額28百万円以内と決議いただいております。
４．上表の支給額には、第90回定時株主総会において第３号議案が原案どおり承認可決された場合の役員賞与支給予定額（取締役分17,250千円、監査役分2,750千円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①　当事業年度における活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
社外取締役	井　上　幸　夫	就任後に開催された取締役会（定時取締役会13回、臨時取締役会11回）24回のうち20回出席し、会社経営の豊富な経験や見識に基づき、社外の視点からの適切な発言･助言を行っております。
社外監査役	田　中　龍　一	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会17回､臨時取締役会13回）30回のうち29回出席し、また当事業年度に開催された監査役会８回のうち８回出席し、金融機関勤務の豊富な経験や見識に基づき､監査役会の活動方針の提言､監査結果について適切な発言を行っております。
社外監査役	佐　藤　榮太郎	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会17回、臨時取締役会13回）30回のうち20回出席し、また当事業年度に開催された監査役会８回のうち８回出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に公認会計士としての専門的見地から適切な発言を行っております。
社外監査役	花　木　正　義	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会17回、臨時取締役会13回）30回のうち19回出席し、また当事業年度に開催された監査役会８回のうち７回出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に国税局勤務の豊富な経験や見識に基づき適切な発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

４．会計監査人の状況

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額　18,500千円

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　18,500千円

③ 当社の海外子会社の監査につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士、または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が行なっております。

注 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

５．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備

(1) 基本方針について

当社は、平成18年５月９日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、その基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、平成21年４月27日、平成27年４月28日に一部改訂しており、下記は最新の決議の内容となります。

1）取締役･使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守（コンプライアンス）は経営の最重要課題として位置づけ、あらゆる機会を通じて役員・従業員全員に法令等遵守の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を毎月１回開催し、全社における法令、定款および社内規程の遵守状況等の確認および問題点の指摘並びに改善を行う。

2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程を策定し、文書の保管場所、保管方法、保管期限、廃棄・処分方法等を定める。

3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各事業所にリスク管理に関する責任者を任命するとともに、全社のリスク管理に関する機能を総務部へ持たせ、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急対応体制を整備する。

内部監査部門による内部監査の際､リスク管理体制の有効性についてチェックし、報告させる。

4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を採用していないので、取締役全員が、執行・監視機能・責任を持つ等、迅速かつ適切な意思決定・行動が出来る利点を一層助長させる。

取締役会は、経営の執行方針その他経営に関する重要事項を決定し、かつ業務の執行状況を監視するが、個別経営課題については必要に応じて経営会議を開催し、実務的観点から議論を行い、その審議を経て取締役会に諮る。

5）使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

内部統制に関する現行の諸規程等（組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁規程、内部監査規程他）を、リスク管理手法を用いて統制目標、リスクに関する有効性を検証するとともに、その欠陥が発見された場合は規程を是正する。

内部監査部門、コンプライアンス・リスク管理担当の総務部、監査役は平素より連携して、使用人の職務の執行が法令、定款、諸規程に適合するか調査し、適切に対応する。

「公益通報者保護法」に基づき内部通報処理規程を策定し、従業員からの通報や相談が出来るシステムを構築する。

6）当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、連結対象子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、月１回ないしは必要に応じて連結対象子会社より事業状況等の報告を受ける。

連結対象子会社は、当社海外本部等を通じての指導、管理のもと当社のリスク管理体制に準じたリスク管理体制を構築・整備するとともに、相互連携の強化や情報

の共有化を図る。

連結対象子会社は業務の適正を確保するため、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用し、月１回、法令、定款および社内規程の遵守状況等を確認し、コンプライアンス委員会に報告する。

内部監査部門は必要に応じて、連結対象子会社を監査する。

７）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項

監査役は、職務遂行上、補助を必要とした場合は、社長室長に社長室員の派遣を要請できるものとする。

８）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号における社長室員は、派遣された期間は、監査役の指揮命令に従うものとする。

９）取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

常勤監査役は取締役会、常務会に、他の各監査役は取締役会に出席し、経営の状況、事業の遂行状況等の報告を受ける。

上記以外で、当社グループにおいて経営に重大な影響を与えると予想される事実、あるいは取締役の職務遂行に関して、法令・定款に違反する重大な事実が発生した場合、代表取締役社長は遅滞なく常勤監査役に報告することとする。

前記５）で述べた内部通報処理規程の通報窓口の一つとして監査役を充て、法令違反等の情報を迅速に収集出来る体制を構築する。当該通報者は「公益通報者保護法」に基づき保護される。

10）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、監査法人と定期的に意見交換を行うこととする。

監査役の職務の執行について生じる費用又は債務は、請求のあった都度処理する。

11）反社会的勢力排除に向けた体制

当社および子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう対処する。

⑵　整備状況について

上記基本方針に基づき、内部統制システム構築を整備しておりますが、その状況は以下のとおりとなっております。

１）コンプライアンス関係

基本方針１）の体制整備を目的としコンプライアンス綱領としての「日本化学産

業企業行動規範」を策定し、この徹底を図るため「コンプライアンス委員会規程」を策定しております。コンプライアンス委員会規程に基づき、委員会を組織し、委員会において「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役員・従業員へ配布、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。

更に、「内部通報処理規程」を策定、実施し、従業員等からの法令および定款違反等の通報や相談が出来る体制を構築しております。

2）文書管理関係

基本方針2）の体制整備を目的とし、「文書管理規程」を策定し、取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存、管理を含め、実施しております。

なお、文書管理規程では文書には電子媒体に記録されたものも含むとしましたが、コンピュータによる電子情報の重要性が増すなか、これへの対応として経営情報システムの企画、開発、改善、運用および保全について定めた「情報システム業務管理規程」を策定しております。

また、会社が発行、受理する文書に押印することにより会社の権利、義務が発生する印章に関わる規程として、「印章管理規程」を策定し、印章の作製、登録、交付、改廃、使用および保管についてルール化しております。

3）リスク管理関係

基本方針3）の体制整備を目的とし、「リスク管理規程」を策定し、経営危機等のリスクに対し、管理責任者を任命し、有事の際の対応体制・方法等の整備を実施しております。また、東日本大震災、福島原発事故、タイにおける大規模洪水等の被災を教訓に、中核となる事業の継続あるいは、早期復旧を可能にする「事業継続計画」（BCP）を策定し、実行に移しております。

4）財務報告の信頼性の確保関係

基本方針5）および金融商品取引法で求められている財務報告の信頼性の確保の体制整備を目的とし、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を策定するとともに、推進チームを編成し、当連結会計年度においても内部統制に係る重要な業務の文書化および諸規程の整備等内部統制システムの一層の強化・改善に努めております。さらに内部監査部門により内部統制の整備・運用状況を適法性および効率性の観点から検討のうえ評価し、これに基づいて推進チームより改善を重視した是正勧告およびこれを取締役会、監査役に報告するとともに、当該部門で是正作業を実施し、内部統制の改善に努めております。

5）当社の企業集団における内部統制システム関係

基本方針6）の体制整備を目的とし、当社と連結対象子会社との業務の適正性を確保するため「関係会社管理規程」を策定するとともに、連結対象子会社において

も、業務分掌規程、職務権限規程、経理規程等の諸規程を整備する等の内部統制システム構築の作業を引き続き行っております。なお、当社経理部門における連結対象子会社の決算に関わる責任を明確にするため、当連結会計年度において、当社業務分掌規程を一部改訂いたしました。

６．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロに定義されるものをいいます。）の一つとして平成24年６月28日開催の定時株主総会において、「第三回信託型ライツ・プラン」（以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。）を導入することを決議し、同年６月29日付で本信託型ライツ・プランを設定しました。本信託型ライツ・プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の、平成24年５月24日付「第三回信託型ライツ・プラン（買収防衛策）設定のための新株予約権の発行について」をご覧下さい。

(1) 基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収のリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が､当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当、高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様に買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

したがいまして、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益

を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、昭和14年８月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として、昭和21年２月設立した、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所を昭和23年４月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ今日に到っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、昭和38年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気（換気）・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ・それに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいてまいりました。

当社の「経営の基本方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保・向上していくことにあります。その実現のため、中期経営計画の策定を通じ高付加価値製品の開発と拡販及び安価原料・リサイクル原料の活用拡大や、設備と要員の一段の効率化を最重要課題とし厳しい事業環境下でも一定水準以上の利益を確保できる低コスト体質を構築してまいります。

当社は、この計画を達成することにより、強靭な事業体質の構築及び収益力の確保が図られ、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレートガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

コーポレートガバナンスの充実については、少数の取締役（平成27年３月31日現在で８名）全員が原則として月１回開催する取締役会及び常務会に出席し、管理部門、

薬品事業、建材事業の各担当取締役が報告する全社にわたるキメ細かな情報をベースに、充分な議論を尽くしたうえでの適切かつ迅速な意思決定を行っており、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化のために最大限努力しております。また、前記取締役会及び常務会には、必要に応じて部門責任者等も出席し報告等を行っております。

なお、当社は、執行役員制を導入しておりませんが、取締役全員が連帯し、監督機能・執行機能の両面に責任を負う運営体制をとっており、その機能の更なる活性化と強化・充実に努めております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業企業行動規範」を策定し、この徹底を図るため､「コンプライアンス委員会規程」を策定しました。コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を組織し、同委員会において作成した「コンプライアンスマニュアル」を全役員及び従業員へ配布し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動し、この姿勢を継続することにより資本市場からの一層の評価が得られるよう努力していく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の保有者及びその共同保有者であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、及び、当社の株券等について、買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループ以外の者が行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行する仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様にその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与えうる影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値向上に向けた取組み、コーポレートガバナンスの強化等の各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、又、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記(3)の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記(3)の取組みは、上記(1)の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記(3)の取組みは、①設定に際しての株主総会特別決議による承認を経ていること、②合理的な客観的解除要件が設定されていること、③新株予約権の無償取得の可能性が確保されていること（デッドハンド性の否定）、④有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを当社取締役会で決議することとしていること、⑤独立社外者のみからなる特別委員会が設置されていること、⑥発動時に第三者専門家の意見を取得することとしていること、⑦有効期間を限定（３年間）していること（サンセット条項）、⑧当社取締役の任期を１年としており、また当社取締役会はいわゆる期差任期型取締役会でないことから株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

７．剰余金配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対し長期かつ安定してお報いし、また、収益力の向上による成果に応じて還元するという基本方針のもと、将来の積極的な事業展開と事業環境の急激な変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保をも勘案のうえ配当を決定することとしております。

当期の剰余金の配当につきましては、２～３頁の事業の経過およびその成果で申し述べましたように、主力の薬品事業の業績は、いまだ本格的回復には至っていないものの、売上、営業利益とも前期比で若干の増となりましたが、建材事業は消費税増税前の駆け込み需要の反動で減収減益となりました。また海外子会社で減損損失を特別損失に計上せざるを得ず、全社で増収減益となりましたが、前述の基本方針等を総合的に勘案し、取締役会決議により中間１株につき９円、総額179,817,840円（支払開始日：平成26年12月５日）、

期末配当は１株につき９円、総額179,816,355円（支払開始日：平成27年６月10日）とさせていただきました。

内部留保資金につきましては、生産設備増強・更新、環境対策設備、新製品生産設備、研究開発および海外展開、新規事業開拓等の投資に充てることとしております。

注　期末配当金は「株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）」が所有する当社株式（12,000株）に対する配当金（108,000円）を含んでおります。

注　本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。但し、１株当たり当期純利益・純資産および比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位千円：千円未満切り捨て）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	34,269,118	（負債の部）	5,497,682
流動資産	21,067,226	流動負債	4,309,447
現金及び預金	10,714,968	支払手形及び買掛金	2,317,031
受取手形及び売掛金	6,408,936	短期借入金	535,614
商品及び製品	1,242,297	未払法人税等	287,265
仕掛品	1,064,955	賞与引当金	315,000
原材料及び貯蔵品	1,375,396	役員賞与引当金	20,000
繰延税金資産	169,169	債務保証損失引当金	8,673
その他	93,252	その他	825,863
貸倒引当金	△ 1,750	固定負債	1,188,234
固定資産	13,201,892	長期未払金	40,116
有形固定資産	5,822,344	繰延税金負債	732,325
建物及び構築物	1,366,416	環境対策引当金	9,532
機械装置及び運搬具	2,114,141	退職給付に係る負債	258,085
工具、器具及び備品	178,280	資産除去債務	115,412
土地	2,060,729	その他	32,762
リース資産	35,382	（純資産の部）	28,771,436
建設仮勘定	67,393	株主資本	26,993,937
無形固定資産	60,770	資本金	1,034,000
リース資産	2,900	資本剰余金	607,788
電話加入権	7,848	利益剰余金	25,637,354
ソフトウェア仮勘定	42,328	自己株式	△ 285,205
その他	7,692	その他の包括利益累計額	1,777,499
投資その他の資産	7,318,778	その他有価証券評価差額金	1,259,075
投資有価証券	3,896,489	為替換算調整勘定	479,877
生命保険積立金	452,037	退職給付に係る調整累計額	38,545
保険積立金	228,977		
長期預金	2,400,000		
繰延税金資産	5,816		
その他	337,026		
貸倒引当金	△ 1,570		
資産合計	34,269,118	負債純資産合計	34,269,118

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位千円：千円未満切り捨て）

科目	金額
売上高	**19,671,556**
売上原価	**15,429,383**
売上総利益	**4,242,173**
販売費及び一般管理費	**2,481,084**
営業利益	**1,761,089**
営業外収益	**231,832**
受取利息	23,306
受取配当金	52,036
その他	156,488
営業外費用	**36,576**
支払利息	14,302
その他	22,274
経常利益	**1,956,344**
特別利益	**142,653**
固定資産売却益	1,250
受取補償金	141,403
特別損失	**428,669**
固定資産除却損	14,697
減損損失	413,971
税金等調整前当期純利益	**1,670,328**
法人税、住民税及び事業税	685,680
法人税等調整額	7,031
少数株主損益調整前当期純利益	977,616
当期純利益	**977,616**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位千円：千円未満切り捨て）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,034,000	589,348	24,956,573	△305,585	26,274,336
会計方針の変更による累積的影響額			61,885		61,885
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,034,000	589,348	25,018,459	△305,585	26,336,222
当期変動額					
剰余金の配当			△358,721		△358,721
当期純利益			977,616		977,616
自己株式の取得				△429	△429
自己株式の処分		18,439		20,809	39,249
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	18,439	618,894	20,380	657,714
当期末残高	1,034,000	607,788	25,637,354	△285,205	26,993,937

（単位千円：千円未満切り捨て）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	608,779	162,224	△23,635	747,368	27,021,705
会計方針の変更による累積的影響額					61,885
会計方針の変更を反映した当期首残高	608,779	162,224	△23,635	747,368	27,083,591
当期変動額					
剰余金の配当					△358,721
当期純利益					977,616
自己株式の取得					△429
自己株式の処分					39,249
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	650,295	317,653	62,181	1,030,130	1,030,130
当期変動額合計	650,295	317,653	62,181	1,030,130	1,687,845
当期末残高	1,259,075	479,877	38,545	1,777,499	28,771,436

注　自己株式の処分の、資本剰余金の欄18,439千円　自己株式の欄20,809千円　株主資本合計の欄および純資産合計の欄39,249千円は、「株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）」から、にっかさん従業員持株会への売却によるものであります。

連結注記表

Ⅰ　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の数　　２社

連結子会社の名称　　ネクサス・エレケミック CO., LTD.
サイアム・エヌケーエス CO., LTD.

⑵　非連結子会社の名称

株式会社川口ニッカ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法適用関連会社の数

――

⑵　持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社川口ニッカ

持分法を適用しない理由

当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社２社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計処理基準に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

満期保有目的の債券		償却原価法（定額法）
その他有価証券	時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
	時価のないもの	移動平均法による原価法

②　たな卸資産　　主として月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　　提出会社は定率法、在外連結子会社は定額法

②　無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

⑶　重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 環境対策引当金
提出会社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用に充てるため、提出会社で保管中であるPCB廃棄物について、日本環境安全事業㈱から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金
債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外連結子会社の資産および負債並びに収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分がないため全て純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
① 消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。
② 退職給付に係る会計処理の方法
・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

(6) 会計方針の変更
（退職給付に関する会計基準等の適用）
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が33,676千円増加（投資その他の資産に含めて表示）し、退職給付に係る負債が61,974千円減少し、利益剰余金が61,885千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ13,885千円減少しております。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い）
当社は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年３月26日）を当連結会計年度より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による連結計算書類への影響はありません。

Ⅱ　連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額	15,425,289千円
２．担保に供している資産	
土地	221,076千円
建物及び構築物	620,332千円
機械装置	1,221,508千円
計	2,062,917千円
上記に対応する債務	
短期借入金	262,600千円

Ⅲ　連結損益計算書に関する注記

売上原価には、商品△773千円、製品1,474千円、仕掛品△20,962千円、原材料△9,377千円、合計△29,638千円の棚卸資産評価損（△は戻入益）が含まれております。

Ⅳ　連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数　普通株式　20,680,000株

２．配当に関する事項

(1)　配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成26年５月９日取締役会（注１）	普通株式	179,821	9.00	平成26年３月31日	平成26年６月11日
平成26年11月７日取締役会（注２）	普通株式	179,817	9.00	平成26年９月30日	平成26年12月５日

（注１）配当金の総額には「株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）」が所有する当社株式64,000株に対する配当金576千円を含んでおります。

（注２）配当金の総額には「株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）」が所有する当社株式38,000株に対する配当金342千円を含んでおります。

(2)　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が、翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総　額（千円）	１株当たり配　当　額（円）	基　準　日	効力発生日
平成27年５月14日取締役会（注）	普通株式	利益剰余金	179,816	9.00	平成27年３月31日	平成27年６月10日

注　配当金の総額には「株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）」が所有する当社株式12,000株に対する配当金108千円を含んでおります。

Ⅴ　金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用につきましては安全性の高い預金・金融資産に限定し、資金調達は銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの社内管理規定に従い取引先ごとの回収・残高管理を行うとともに、適宜、取引先の信用調査を行い、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これに係る市場価格の変動リスクについては、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告するとともに、適宜、発行体の財務状況を把握しております。

長期預金は期日前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

流動性リスクについては、当社グループでは月次に資金計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位千円：千円未満切り捨て）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1)　現金及び預金	10,714,968	10,714,968	－
(2)　受取手形及び売掛金	6,408,936	6,408,936	－
(3)　投資有価証券			
①　満期保有目的の債券	317,626	327,490	9,863
②　その他有価証券	3,477,744	3,477,744	－
(4)　長期預金	2,400,000	2,353,696	△46,303
(5)　支払手形及び買掛金	（2,317,031）	（2,317,031）	－
(6)　短期借入金	（　535,614）	（　535,614）	－

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)　現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)　長期預金

長期預金の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5)　支払手形及び買掛金、並びに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）非上場株式（101,118千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することがきわめて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

Ⅵ　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,440円91銭
１株当たり当期純利益	49円03銭

注　「株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）」が所有する当社株式（12,000株）は、１株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数及び期中平均株式数から除いております。

Ⅶ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅷ　その他の注記

当連結会計年度において当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
タイ国アユタヤ	メッキ加工	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品

当社の資産のグルーピングは事業の種類別セグメントを基準に行っております。
連結子会社は原則として事業会社を１つの資産グループとし、重要性のある会社は管理会計上の区分等をもとに資産をグルーピングしております。連結子会社であるネクサス・エレケミック CO., LTD. は、パソコン関連需要の落ち込みや複数購買化・仕様変更等の影響が長期化し、収益性が著しく低下したため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（413,971千円）として特別損失に計上いたしました。
その内訳は建物及び構築物　145,574千円、機械装置及び運搬具　235,274千円、工具、器具及び備品　33,122千円であります。

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位千円：千円未満切り捨て）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	32,887,009	（負債の部）	5,110,081
流動資産	20,122,721	流動負債	4,063,237
現金及び預金	10,488,963	支払手形	657,047
受取手形	1,723,454	買掛金	1,572,527
売掛金	4,293,496	短期借入金	462,414
商品及び製品	1,177,475	リース債務	16,059
仕掛品	1,001,180	未払金	152,433
原材料及び貯蔵品	1,229,616	未払費用	336,801
繰延税金資産	167,940	未払法人税等	284,564
その他	42,343	未払消費税等	98,554
貸倒引当金	△ 1,750	賞与引当金	315,000
固定資産	12,764,288	役員賞与引当金	20,000
有形固定資産	4,533,833	債務保証損失引当金	8,673
建物	1,005,039	設備関係支払手形	123,655
構築物	131,996	その他	15,505
機械及び装置	1,338,233	固定負債	1,046,843
車両運搬具	15,615	長期未払金	40,116
工具、器具及び備品	133,074	リース債務	24,137
土地	1,831,027	繰延税金負債	627,745
リース資産	35,382	退職給付引当金	224,483
建設仮勘定	43,463	環境対策引当金	9,532
無形固定資産	55,529	資産除去債務	115,412
リース資産	2,900	その他	5,416
電話加入権	7,848	（純資産の部）	27,776,928
ソフトウェア仮勘定	42,328	株主資本	26,517,853
その他	2,451	資本金	1,034,000
投資その他の資産	8,174,925	資本剰余金	607,788
投資有価証券	3,888,489	資本準備金	337,867
関係会社株式	949,827	その他資本剰余金	269,920
長期前払費用	159,041	利益剰余金	25,161,270
前払年金費用	91,776	利益準備金	258,500
生命保険積立金	452,037	その他利益剰余金	24,902,770
保険積立金	228,977	研究開発積立金	125,000
長期預金	2,400,000	配当準備積立金	55,000
その他	6,345	固定資産圧縮積立金	774,683
貸倒引当金	△ 1,570	別途積立金	21,750,500
		繰越利益剰余金	2,197,586
		自己株式	△ 285,205
		評価・換算差額等	1,259,075
		その他有価証券評価差額金	1,259,075
資産合計	32,887,009	負債純資産合計	32,887,009

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位千円：千円未満切り捨て）

科　　目	金　　額
売　上　高	**18,632,971**
売　上　原　価	**14,513,680**
売上総利益	**4,119,291**
販売費及び一般管理費	**2,255,807**
営　業　利　益	**1,863,483**
営業外収益	**227,615**
受　取　利　息	16,436
受取配当金	52,036
そ　の　他	159,141
営業外費用	**31,526**
支　払　利　息	9,252
そ　の　他	22,273
経　常　利　益	**2,059,572**
特　別　利　益	**141,973**
固定資産売却益	570
受取補償金	141,403
特　別　損　失	**11,508**
固定資産除却損	11,508
税引前当期純利益	**2,190,038**
法人税、住民税及び事業税	678,209
法人税等調整額	3,356
当　期　純　利　益	**1,508,472**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位千円：千円未満切り捨て）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						研究開発積立金	配当準備積立金
当期首残高	1,034,000	337,867	251,481	589,348	258,500	125,000	55,000
会計方針の変更による累積的影響額							
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,034,000	337,867	251,481	589,348	258,500	125,000	55,000
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			18,439	18,439			
固定資産圧縮積立金の取崩							
実効税率変更に伴う積立金の増加							
別途積立金の積立							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	18,439	18,439	－	－	－
当期末残高	1,034,000	337,867	269,920	607,788	258,500	125,000	55,000

（単位千円：千円未満切り捨て）

	株主資本				
	利益剰余金				自己株式
	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	740,665	20,550,500	2,219,967	23,949,633	△305,585
会計方針の変更による累積的影響額			61,885	61,885	
会計方針の変更を反映した当期首残高	740,665	20,550,500	2,281,853	24,011,518	△305,585
当期変動額					
剰余金の配当			△358,721	△358,721	
当期純利益			1,508,472	1,508,472	
自己株式の取得					△429
自己株式の処分					20,809
固定資産圧縮積立金の取崩	△306		306		
実効税率変更に伴う積立金の増加	34,325		△34,325		
別途積立金の積立		1,200,000	△1,200,000		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	34,018	1,200,000	△84,267	1,149,751	20,380
当期末残高	774,683	21,750,500	2,197,586	25,161,270	△285,205

（単位千円：千円未満切り捨て）

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	25,267,396	608,779	608,779	25,876,175
会計方針の変更による累積的影響額	61,885			61,885
会計方針の変更を反映した当期首残高	25,329,281	608,779	608,779	25,938,061
当期変動額				
剰余金の配当	△358,721			△358,721
当期純利益	1,508,472			1,508,472
自己株式の取得	△429			△429
自己株式の処分	39,249			39,249
固定資産圧縮積立金の取崩				
実効税率変更に伴う積立金の増加				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		650,295	650,295	650,295
当期変動額合計	1,188,571	650,295	650,295	1,838,866
当期末残高	26,517,853	1,259,075	1,259,075	27,776,928

注　自己株式の処分の、その他資本剰余金の欄および資本剰余金合計の欄18,439千円　自己株式の欄20,809千円　株主資本合計の欄および純資産合計の欄39,249千円は、「株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）」から、にっかさん従業員持株会への売却によるものであります。

個別注記表

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券

①　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

②　子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③　その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

⑵　たな卸資産

月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

３．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

⑶　役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

⑷　退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年

数（５年）による定額法により費用処理しております。
・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 環境対策引当金
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられている PCB 廃棄物の処理費用に充てるため、当社で保管中である PCB 廃棄物について、日本環境安全事業㈱から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。

(6) 債務保証損失引当金
債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

４．その他計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

５．会計方針の変更
（退職給付に関する会計基準等の適用）
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。
この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が33,676千円増加し、退職給付引当金が61,974千円減少し、繰越利益剰余金が61,885千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ13,885千円減少しております。
（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い）
当社は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年３月26日）を当事業年度より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による計算書類への影響はありません。

Ⅱ　貸借対照表に関する注記

１．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	318千円
短期金銭債務	2,016千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　14,788,998千円

３．担保に供している資産

土地	221,076千円
建物	504,656千円
構築物	115,676千円
機械及び装置	1,221,508千円
計	2,062,917千円

上記に対応する債務

短期借入金　262,600千円

4．保証債務

下記の連結子会社の金融機関からの借入金について、債務保証を行なっております。

ネクサス・エレケミック CO., LTD.　74,000千円（20,000千 BAHT）

Ⅲ　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高　36,125千円

売上原価　118,519千円

Ⅳ　株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数

普通株式　712,405株（内12,000株は、「株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）」の所有であります。）

Ⅴ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	104,265千円
未払事業税	29,956千円
長期未払金	12,957千円
退職給付引当金	72,508千円
投資有価証券評価損	69,933千円
減損損失	93,222千円
減価償却費	81,650千円
貸倒引当金	378千円
資産除去債務	37,278千円
その他	39,275千円
繰延税金資産合計	541,426千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△29,643千円
固定資産圧縮積立金	△369,610千円
その他有価証券評価差額金	△600,710千円
その他	△1,266千円
繰延税金負債合計	△1,001,231千円
繰延税金資産の純額	△459,805千円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	167,940千円
固定負債－繰延税金負債	△627,745千円

Ⅵ　１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　1,391円10銭

２．１株当たり当期純利益　　75円65銭

注　「株式三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）」が所有する当社株式（12,000株）は、１株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数及び期中平均株式数から除いております。

Ⅶ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

日本化学産業株式会社
取締役会　御中

仰　星　監　査　法　人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　川　﨑　　浩　㊞
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　誠　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本化学産業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

日本化学産業株式会社
取締役会　御中

仰　星　監　査　法　人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　川　﨑　　浩　㊞
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　誠　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本化学産業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。取締役会その他重要な会議に出席し、子会社の事業の状況及び子会社に対する経営管理の状況の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月20日

日本化学産業株式会社　監査役会

常勤監査役　田　中　龍　一　㊞

監　査　役　佐　藤　榮太郎　㊞

監　査　役　花　木　正　義　㊞

監　査　役　臼　田　正　博　㊞

以　上

（注）　常勤監査役田中龍一、監査役佐藤榮太郎及び花木正義は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。この法律改正により業務執行を行わない取締役および社外監査役ではない監査役についても、責任限定契約の締結が可能となりましたので、その期待される役割が十分発揮できるよう、現行定款第30条（取締役の責任免除）第２項および第41条（監査役の責任免除）第２項を変更するものであります。なお、現行定款第30条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第30条（条文省略） ②当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の責任について、法令で定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第30条（現行どおり） ②当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第１項の責任について、法令で定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。
（監査役の責任免除） 第41条（条文省略） ②当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第１項の責任について、法令で定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。	（監査役の責任免除） 第41条（現行どおり） ②当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第１項の責任について、法令で定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営基盤を一層強化するために１名を増員し、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	柳澤英二（やなぎさわえいじ） （昭和24年11月５日生）	昭和48年４月　新日本製鐵㈱入社 昭和58年７月　新日本製鐵㈱標準建築事業部掛長 昭和62年４月　当社入社 昭和63年４月　当社建材本部長 平成元年６月　当社取締役 平成５年６月　当社常務取締役 平成７年６月　当社専務取締役 平成８年４月　当社建材本部長兼社長室長 平成11年６月　当社代表取締役専務 平成15年６月　当社代表取締役社長　現在に至る （重要な兼職の状況） ネクサス・エレケミック CO., LTD. 代表取締役会長 サイアム・エヌケーエス CO., LTD. 代表取締役会長	240,431株
2	久能忠生（くのうただお） （昭和19年８月８日生）	昭和49年２月　当社入社 平成元年４月　当社建材本部業務課課長 平成12年10月　当社総務部長補佐 平成13年４月　当社総務部長 平成17年６月　当社取締役 平成22年４月　当社総務部門担当　現在に至る 平成24年６月　当社常務取締役　現在に至る	47,000株
3	小林憲男（こばやしのりお） （昭和26年５月３日生）	昭和45年３月　当社入社 平成６年４月　当社薬品生産本部技術部検査課課長 平成10年４月　当社薬品生産本部品質保証室長 平成13年７月　当社薬品生産本部埼玉工場生産部長 平成15年４月　当社薬品生産本部長　現在に至る 平成17年６月　当社取締役　現在に至る	35,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	桜井俊二（さくらいしゅんじ） （昭和24年７月２日生）	昭和49年４月　㈱三井銀行入社 平成10年４月　㈱さくら銀行千住支店長 平成12年４月　㈱さくら銀行国際企業ディビジョンカンパニー海外拠点統括部詰（インドネシアさくら銀行社長） 平成13年４月　㈱三井住友銀行監査部副部長 平成16年４月　㈱三井住友銀行本店上席調査役 平成16年６月　当社常勤監査役 平成19年６月　当社取締役　現在に至る 平成19年６月　当社社長室長 平成23年10月　当社社長室担当兼建材本部担当 平成24年６月　当社建材本部長　現在に至る	7,000株
5	丁子幹雄（ちょうじみきお） （昭和22年５月19日生）	昭和45年３月　当社入社 平成４年４月　当社薬品営業本部東京営業部表面処理営業課課長 平成８年４月　当社薬品営業本部東京営業部高崎出張所長 平成11年４月　当社薬品営業本部名古屋支店長 平成14年４月　当社薬品営業本部東京営業部長 平成18年６月　当社薬品営業副本部長 兼 東京営業部長 平成19年５月　当社薬品営業本部長 兼 東京営業部長 平成19年６月　当社取締役　現在に至る 平成20年４月　当社薬品営業本部長 平成21年４月　当社薬品営業本部長兼海外本部長 平成25年４月　当社薬品営業本部長兼海外本部担当 現在に至る	20,000株
6	鹿島肇（かしまはじめ） （昭和27年８月28日生）	昭和48年４月　当社入社 平成６年４月　当社総合研究所主任研究員 平成17年７月　当社総合研究所長補佐 平成22年４月　当社総合研究所長　現在に至る 平成24年６月　当社取締役　現在に至る	9,000株
7	野瀬賢造（のせけんぞう） （昭和32年１月８日生）	昭和54年４月　新日本製鐵㈱入社 平成６年11月　新日本製鐵㈱大阪支店建築営業室長 平成16年７月　新日本製鐵㈱総合・システム建築部部長 平成18年７月　新日鉄エンジニアリング㈱マネジメントサポートセンター財務部長 平成22年４月　新日鉄エンジニアリング㈱調達企画部長 平成23年４月　当社顧問 平成23年10月　当社社長室長　現在に至る 平成24年６月　当社取締役　現在に至る	3,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	井上幸夫（いのうえゆきお） （昭和29年７月30日生）	昭和52年４月　富士写真フイルム㈱入社 平成18年６月　富士写真フイルム㈱総務部長 平成21年８月　富士フイルムビジネスエキスパート㈱取締役 平成26年２月　㈲オフィスアーク 代表取締役（現職） 平成26年６月　当社社外取締役　現在に至る	1,000株
9※	吉成昌之（よしなりまさゆき） （昭和22年10月６日生）	昭和50年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成９年４月　第二東京弁護士会副会長 平成13年４月　日本弁護士連合会常務理事 平成19年４月　第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 平成21年６月　第一勧業信用組合員外監事（現職） 平成22年８月　東京都弁護士国民健康保険組合理事長 平成23年３月　㈱アサツーディ・ケイ　社外監査役（現職） 平成25年８月　東京都弁護士国民健康保険組合副理事長（現職）	0株

注１．※印は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．候補者 井上幸夫、吉成昌之の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役候補者であります。
４．井上幸夫氏を社外取締役候補者とした理由は、前職での豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に関し有用な助言および提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．吉成昌之氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と高い見識および他社の社外監査役としての知識・経験から、当社の経営全般に関し有用な助言および提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
６．井上幸夫氏は、東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。また、吉成昌之氏は、東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏が社外取締役として選任された場合には、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
７．井上幸夫氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
８．当社は、井上幸夫氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を法令で定める額を限度とする契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、吉成昌之氏が社外取締役として選任された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第３号議案　役員賞与支給の件

役員賞与につきましては、前期に比して売上高は微増となったものの、営業利益、経常利益は減少し、当期純利益については連結対象子会社の減損処理により大幅な減少となったことから、当期末時点の取締役８名および監査役４名に対し、役員賞与総額を前期の25,000千円から20,000千円（取締役分17,250千円（うち社外取締役1,000千円）、監査役分2,750千円）に減額支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

第４号議案　第四回信託型ライツ・プラン設定のために特に有利な条件で新株予約権を発行する件

会社法第236条及び第238条の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつきご了承をお願いするものであります。

１．株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

㈠　第四回信託型ライツ・プラン（以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。）設定の目的

⑴　当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上の取り組みについて

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、昭和14年８月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として昭和21年２月に設立された、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所とを昭和23年４月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ、今日に到っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、昭和38年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気（換気）・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ及びそれに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいてまいりました。

当社の「経営方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保又は向上していくことにあります。その実現のため、既存製品については、コスト引き下げ・効率化・合理化等による競争力の強化や新用途開発、新規顧客開拓等によりシェア維持・拡大を図り、新製品については、市場ニーズを的確に捉えた開発・実績化・拡販を図るとともに、新規事業の開拓、海外展開強化、資本・業務提携等の推進により、引き続き業績の維持・向上を図ってまいります。

一方で、激変する事業環境に対し、薬品事業における海外子会社での生産品目追加や福島第一工場での電池材料受託加工等の生産増強等を主体として、国内４

工場に海外子会社を加えた「５工場」でのグローバルな生産・販売体制を構築・拡大するとともに、設備と要員の一段の効率化及び安価原料・リサイクル原料の一層の活用を図り、低稼働でも一定水準の利益を確保できるような低コスト体質を構築してまいります。また、これらを背景として、新規需要が期待される環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材、プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品の更なる開発・販売促進を行うことも、当面の最重要課題であると考えております。

また、当社グループ全体として事業環境、自然災害等の変動リスクに的確かつ迅速に対応すべく、東日本大震災及びタイ洪水における教訓を踏まえた事業継続計画（BCP）を定着・実行するとともに、一層強靭な事業体質・収益力を構築し、薬品及び建材事業の販売及び生産全てにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことによって、「新たな価値」を創出し、これを顧客の皆様へ提供することを通して、業績の回復とその後の持続的な成長を確実なものといたしたく考えております。当社はこれらの施策を実行、達成することにより、必ずや企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

コーポレート・ガバナンスの充実については、少数の取締役（平成27年３月31日現在で８名）全員が原則として月１回開催する取締役会及び常務会に出席し、管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役が報告する全社にわたるキメ細かな情報をベースに、充分な議論を尽くしたうえでの適切かつ迅速な意思決定を行っており、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化のために最大限努力しております。また、当該取締役会及び常務会には、必要に応じて部門責任者等も出席し報告等を行っております。なお、当社は、執行役員制を導入しておりませんが、取締役全員が連帯し、監督機能・執行機能の両面に責任を負う運営体制をとっており、その機能の更なる活性化と強化・充実に努めております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」及び「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を組織いたしました。月１回、同委員会を開催しコンプライアンスに抵触する案件がないのかチェックするとともに、同委員会において作成した「コ

ンプライアンス・マニュアル」を全役員及び従業員へ配布し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動し、この姿勢を継続することにより資本市場からの一層の評価が得られるよう努力していく所存であります。

⑵　本信託型ライツ・プラン設定の必要性について

当社は、平成27年５月14日に開催された当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、社外取締役を含む当社取締役全員の賛成により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロに定義されるものをいいます。）の一つとして、平成27年６月26日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる、大量保有者グループ又は公開買付者グループ[1]による当社株券等[2]の議決権割合[3]が15％[4]を超える結果となる当社株券等の取得等（以下、かかる当社株券等の取得等及び当社取締役会が取得等と認める行為を総称して「大規模買付け等」といいます。）への対応方針として、新株予約権と信託の仕組みを利用した本信託型ライツ・プランを設定することとし、そのための新株予約権の発行について、本議案を付議することを決定いたしました。

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収が行われるリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当又は高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様に買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企

業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

したがいまして、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

本信託型ライツ・プランは、基本方針に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、第三回信託型ライツ・プラン（平成24年６月28日に開催された当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました信託型ライツ･プランをいいます。

1　大量保有者グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定される株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定される保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。また、保有者との間でフィナンシャル･アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなします。）であって、15％を超える議決権割合（本新株予約権の募集事項(9)１）において定義されます。以下同じ。）を有する者等を、公開買付者グループとは、当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定される株券等をいいます。）について、買付け等（同法第27条の２第１項に規定される買付け等をいいます。）の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項で定める場合を含みます。）に係る株券等の議決権割合が、その者の特別関係者（同法第27条の２第７項に規定される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。また、その者との間でフィナンシャル･アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなします。）の議決権割合と合計して15％を超えることとなる公開買付け（同法第27条の２第６項に規定される公開買付けをいいます。）を行う者及び当該特別関係者等をそれぞれいい、その詳細は、本新株予約権の募集事項(9)１）に定義されます。

2　以下、場合に応じ金融商品取引法第27条の23第１項に規定される株券等又は同法第27条の２第１項に規定される株券等をいいます（上記脚注１をご参照ください。）。

3　本新株予約権の募集事項(9)１）において定義されます。以下同じ。

4　本信託型ライツ･プランにつきましては、その発動の基準として15％という数値基準を採用させていただくこととしておりますが、これは、①米国のいわゆるライツ･プランでも15％を対抗措置の発動基準としている例が多数存在し、わが国でも近時15％を対抗措置の発動基準として用いている例が存すること、②企業会計上、15％が持分法適用の有無を決する一つの基準として用いられているほか、議決権割合の1/6超（約16.7％超）という数値が、簡易合併等についての株主総会での承認省略を阻止し得る数値として会社法上も重要な意義を有していること（会社法第796条第３項、会社法施行規則第197条第１号等ご参照）、③当社において、過去に、濫用的買収者と疑われる者に当社株券等の10数％前後を取得され、当社の経営に著しい悪影響が生じた歴史的経緯があること、④今後市場内外において短期間に大量に当社株券等が買い占められるリスクは必ずしも低いものではないと思料されること等々の事情を総合的に勘案したものです。

以下同じ。）に引き続き、設定されるものです。

当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断した場合は、これを一概に否定するものではありませんが、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する不適切な提案と判断された場合、これに対して相応の対抗策を講ずることが必要であると考えております。そのため様々な角度から検討した結果、かかる不適切な敵対的買収への具体的対抗策として、本信託型ライツ・プランが最も適切な方策であると判断し、これを設定することといたしました。

なお、現時点において、当社株券等について、具体的な大規模買付け等の兆候があるとの認識はございません。

また、平成27年３月31日現在における当社の大株主の状況は、事業報告７頁のとおりです。

本信託型ライツ・プランの詳細につきましては以下に記載のとおりですが、その概要は、大量保有者グループ又は公開買付者グループ（以下これらのグループを総称して「大規模買付者グループ」といいます。また、大量保有者グループを形成する当社株券等の保有者及び公開買付者グループを形成する当社株券等の公開買付けを行う者を総称して「大規模買付者」といいます。）の有する当社の株券等の議決権割合を希薄化させることを可能とするために、新株予約権を予め特定の信託銀行に対して発行しておき、信託を利用することで、大規模買付者グループが出現した時点における株主の皆様全員が当該新株予約権の交付を受けることができるようにする仕組みです。

この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様に、大規模買付者グループが当社の経営に携わった場合の経営方針や、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与えうる影響等について説明することが可能となり、また、当社が代替案を提示する機会及びそのための時間を確保できることとなります。そして、かかる仕組みを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除き、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。他方、大規模買付者の側では、このような仕組みが存在することによって、当社取締役会に対して事前に当社株券等の大規模買付け等に関する提案（以下単に「買収提案」といいます。）を行い、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために当社取締役会と真摯に交渉するインセンティヴを有することになります。

なお、買収提案がなされ、本信託型ライツ・プランを発動するか否かの判断の

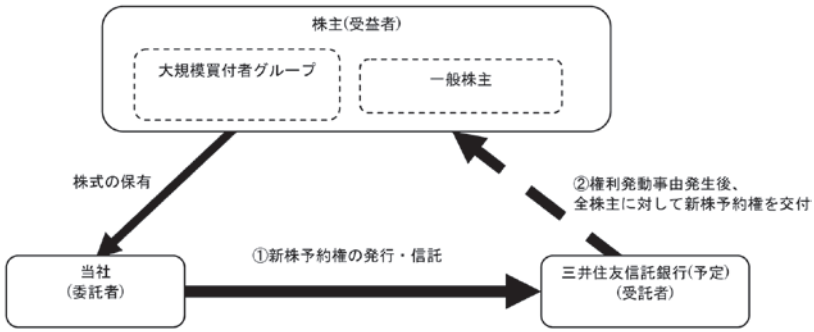
必要が生じた場合、当社から独立した社外監査役又は社外有識者等から構成される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」といいます。)が、客観的立場から、合理的判断に基づき当社取締役会に対して勧告を行う役割を担うこととなります。

また、本信託型ライツ・プランが経営陣の自己保身に利用されることがないよう、下記(ﾛ)(2)にその詳細が記載されるとおり、①設定に際しての株主総会特別決議による承認、②合理的な客観的解除要件の設定、③新株予約権の無償取得可能性の確保（デッドハンド性の否定)、④ライツ･プラン運用ガイドライン（下記(ﾛ)(1)④に定義されます。以下同じ。）の採択、⑤独立社外者のみからなる特別委員会の設置、⑥第三者専門家の意見の取得、⑦有効期間の限定（３年間のサンセット条項の存在）及び⑧当社取締役の任期（１年）の維持（期差任期型取締役会の不存在）等の方策を講じることとしております。この点において、本信託型ライツ･プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」上必要とされる、１）企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、２）事前開示・株主意思の原則及び３）必要性・相当性の原則といった各原則に則っており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が制定し、平成27年６月１日から適用されている「コーポレートガバナンス･コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、さらに、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に関する事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響及び④株主の権利の尊重）を遵守しており、高度な合理性を有しております。

(ﾛ) **本信託型ライツ・プランの概要**

(1) 本信託型ライツ・プランの仕組み

当社が設定する本信託型ライツ・プランの仕組みの概要は、次のとおりです。



① 株主総会の決議

当社は、本定時株主総会において、新株予約権（第四回信託型ライツ・プラン新株予約権。以下、個々の新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）について募集事項の決定がなされた場合には、下記②記載のとおり設定される信託の受託者としての三井住友信託銀行株式会社（予定。以下「本信託銀行」といいます。）に対して、(a)大規模買付者グループに属する者による新株予約権の行使を認めない旨の条項及び(b)当社が大規模買付者グループに属する者以外の者から新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項（取得条項）等を付した新株予約権を、無償で発行いたします（本新株予約権の内容の詳細につきましては、本新株予約権の募集事項をご参照ください。）。

② 信託の利用

当社は、本新株予約権を発行する日に、本新株予約権を信託財産とする信託（以下「本信託」といいます。）を設定するために、本信託銀行との間で信託契約を締結します。信託契約の主な内容につきましては、別添１をご参照ください。

また、当社は、本定時株主総会において本新株予約権の本信託銀行に対する無償発行につき承認が得られた場合には、本取締役会の決議に基づき、本信託の受託者となる本信託銀行に対して無償で本新株予約権を発行します。本信託銀行は、信託契約に従って本新株予約権を引き受け、その後当該本新株予約権を信託財産として、受益者のために管理します。そして、将来、大規模買付者グループが出現した場合には、受託者は、一定の手続に従って確定される本新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して、信託契約及び法令等（会社法、金融商品取引法及びそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等を総称したものをいいます。以下同じ。）によって要求される所定の手続を経た上で、本新株予約権を交付することになります。

③ 本新株予約権の内容

本信託型ライツ・プランの設定に伴い発行される本新株予約権は、これを行使すると、１個当たり当社の普通株式を原則として１株取得することができます。本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式１株当たりの額は、１円とします。

本新株予約権は、一定の者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日（会社法第238条第１項第４号に定義されます。）の前後を問わず、(ア)大量保有者グループ（脚注１に規定される大量保有者グループをいいます。）になったこと

を示す公表[5]が当社によってなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、又は、(イ)公開買付者グループ（脚注１に規定される公開買付者グループをいいます。）による公開買付けの開始公告が行われたことを示す公表[6]が当社によってなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき（つまり、大規模買付者グループが生じた旨が当社によって公表された日の翌日から起算して14日間が経過したとき）（以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」といいます。）に限り、原則として、大規模買付者グループに属する者以外の者のみが、これを行使することができます[7]。なお、当社取締役会は、下記④にて後述するライツ・プラン運用ガイドラインに従い、上記(ア)又は(イ)に定める14日の期間を延長することにより、権利発動事由発生時点を先送りすることもできます。

ただし、本新株予約権は、ある者による当社株券等の大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、次の各号に規定する事由のいずれもが存在しない場合には、その全部につきこれを行使することができないものとされています。

１）当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること

２）当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得することができないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

３）当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収（第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を第一段階の場合よりも不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいいます。）等、それに応じることを当社の株主の皆様に事実上強要するものであること

４）当該大規模買付け等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、

5　本新株予約権の募集事項(9)１）において定義されます。
6　本新株予約権の募集事項(9)１）において定義されます。
7　その詳細は、本新株予約権の募集事項(9)１）をご参照ください。

実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みますがこれに限られません。）が、当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること

５）上記１）乃至４）のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益（当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとします。以下同じ。）の最大化を妨げる重大なおそれがあること

さらに、上記１）乃至５）のいずれかの事由が存在する場合でも、本新株予約権を行使させることが当該事由との関係で相当でない場合や、当該大規模買付け等につき、以下の全ての条件が充足された場合には、本新株予約権は、その全部につきこれを行使することができないものとされています。

(A) 当社取締役会が提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在する場合

(B) 当該代替案が当社の支配権の移転（特定の者が当社の総株主の議決権の３分の１を超えて保有することとなる行為をいいます。）を伴う場合で、かつ、以下の(a)乃至(d)の４つの条件が全て満たされる場合

(a) 当該大規模買付け等が、当社が発行者である普通株式の全てを対象として現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されていること

(b) 当該大規模買付け等が、その目的やその完了後において予定されている又は想定される経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でないこと

(c) 当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収（第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいいます。）等、それに応じることを当社の株主の皆様に事実上強要するものでないこと

(d) 当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないこと

なお、以上の各事由又は各場合に該当するか否か、また、以上の各条件が充足されるか否かについては、下記④記載のライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、下記④記載の特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されます。

上記に加え、当社は、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、大規模買付者グループに属する者以外の者から本新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することもできます。

また、当社は、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、以上で述べたところに従い本新株予約権を行使することができない場合には、原則として全ての本新株予約権を無償で取得しなければならないものとされています。

さらに、当社は、当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合等、本新株予約権の募集事項に規定される一定の場合に該当し、かつ、全ての本新株予約権を無償で取得することが適切であると判断するときは、当社取締役会の決議により、いつでも、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとされています。

なお、本新株予約権は、当社取締役会の承認を得なければ譲渡することができません。

その他本新株予約権の内容の詳細については、下記「⑵本信託型ライツ・プランの合理性を高めるための仕組みについて」及び本新株予約権の募集事項をご参照ください。なお、本新株予約権の内容は、本信託型ライツ・プラン設定後の買収防衛策に関する法令等の改正、裁判例、東京証券取引所が随時制定する規則又はガイドライン（又はそれらの改正）、買収防衛策に関する議論の変化等を踏まえ変更が必要な場合には、本定時株主総会における本新株予約権の募集事項の決定に関する株主総会決議の趣旨の範囲内において、受益者代理人及び特別委員会の同意を得た上で、法令等で必要とされる手続に従って変更されることがあります。

④　ライツ・プラン運用ガイドライン及び特別委員会

当社においては、本信託型ライツ・プランの設定に際し、当該プランが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上のために合理的に運用されることを確保するため、本定時株主総会で株主の皆様に本信託型ライツ・プランがご承認されることを条件に、概要別添２に記載される内容を有するライツ・プラン運用ガイドライン（以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」といいます。）を当社取締役会の決議をもって採択することとしておりますが、本取締役会において、このライツ・プラン運用ガイドラインの運用に重要な役割を果たす特別委員会を設置することを決議いたしました。

特別委員会を構成する委員は、３名以上とし（ただし、本信託型ライツ・プラン設定時の員数は３名とします。）、当社の業務執行を行う経営陣から独立し

ている、概要以下の条件を満たした者の中から選任されるものとし、就任に際しては、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結することが条件とされます。また、特別委員会の決定は、原則として、構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとされています。

1）現在又は過去において、当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社等」といいます。）の取締役（ただし、社外取締役を除きます。本④において、以下同じ。）、又は監査役（ただし、社外監査役を除きます。本④において、以下同じ。）となったことがない者

2）現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものでない者

3）当社等と現に取引のある主要取引金融機関（いわゆるメイン・バンク又は準メイン・バンク）において、現在又は過去に取締役又は監査役となったことがない者

4）①当社等の主要な取引先、②当社等の取締役又は監査役が、取締役又は監査役その他の役員を務める会社その他の組織（当社等を除く）、又は③当社等が多額の寄付をしている会社その他の組織において、現に取締役又は監査役その他の役員でない者

5）当社等との間に特別利害関係のない者

6）企業経営に関する一定以上の経験を有する者又は社外有識者等

本信託型ライツ・プラン設定時における特別委員会の委員には、本信託型ライツ・プランの設定に伴い、第三回信託型ライツ・プラン設定時から引き続き社外監査役として佐藤榮太郎氏が、社外有識者として村田守弘公認会計士・税理士及び北村康央弁護士が、それぞれ就任する予定です（各委員の略歴につきましては、別添３をご参照ください。）。

特別委員会は、権利発動事由発生時点の先送りに関する決定、本新株予約権の権利発動事由の充足の是非、本新株予約権の取得の是非等について、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められた手続に従って決定を行い、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して最終的に決定を行うものとされています。

また、特別委員会は、大規模買付者により当社に対する買収提案がなされた場合、当該買収提案の内容について情報収集・検討等を行い、必要があれば当社代表取締役等をして当該大規模買付者と交渉させること等により、当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために改善されるよう努めます。また、特別委員会の判断が適切になされることを確保する

ため、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとされています。

⑤　大規模買付者グループ出現後の対応

大規模買付け等が開始され、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインの規定に従って、本新株予約権を行使することができない場合に該当するか否か又は本新株予約権の取得の是非等について決定し、これを当社取締役会に対して勧告した場合には、当社取締役会はこの決定を最大限尊重して最終的な決定を行います。所定の期間内に、本新株予約権を無償取得する旨の当社取締役会決議がなされた場合には、受益者に対する本新株予約権の交付は行われません。さらに、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、特別委員会による勧告を最大限尊重して、本新株予約権の権利発動事由の発生時点を先送りすることもできます。先送りされた期間中は、受益者に対する本新株予約権の交付は行われません。

他方、大規模買付け等が開始された後、所定の期間内に当社取締役会による上記の決議がなされない場合には、原則として、本新株予約権の権利発動事由が発生し、その後一定の手続に従い最初に特定される全ての株主の皆様（大規模買付者グループを含み、自己株式の保有者としての当社を除きます。）が所定の手続を経た上で本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定され、本信託銀行からこれらの者に対して、本新株予約権の交付が行われます。ただし、上記③記載のとおり、大規模買付者グループに属する者は、原則として本新株予約権を行使できません。

本新株予約権の権利発動事由が発生したとき、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定された株主の皆様は、信託契約の規定に従い、原則としてその保有する当社株式１株当たり１個の本新株予約権の交付を本信託銀行から受けた上、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式１株当たりの額である１円に、本新株予約権の行使により取得される当社普通株式の数を乗じた価額に相当する金銭を、払込取扱場所において払い込むとともに、本新株予約権の募集事項のとおり、当社所定の新株予約権行使請求書に、行使する本新株予約権の個数、対象となる株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、当社取締役会が別途本新株予約権の行使に関して提出を要請する書類（表明・保証条項及び補償条項等が記載された書面、関連法規上その時々において要求されるその他の書類等を含みます。）を添えて新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより、

本新株予約権を行使することができることとなります。

また、当社は、本新株予約権の権利発動事由が発生したとき、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定された株主の皆様（大規模買付者グループに属する者を除きます。）の本新株予約権を、当社普通株式を対価として取得することができます。この場合、それらの株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります（なお、この場合、それらの株主の皆様には、別途、ご自身が大規模買付者グループに属する者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽等が存した場合には、交付された当社普通株式の発行が無効であることを確認し、又は交付された当社普通株式を直ちに返還若しくは無償で当社に譲渡する等、交付された当社普通株式を当社の指示に従って取り扱う旨の文言を記載した文書、株式を交付する際の振替手続上必要な情報を記載した文書その他必要となる文書等をご提出いただくことがあります。）。ただし、大規模買付者グループに属する者の有する本新株予約権については、取得の対象となりません。

⑵　本信託型ライツ・プランの合理性を高めるための仕組みについて

本信託型ライツ・プランは、以下の仕組みを有することから、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に公開した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則及び③必要性・相当性確保の原則）に則っており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が制定し、平成27年６月１日から適用されている「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

また、本信託型ライツ・プランの設定に当たっては、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に関する事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響及び④株主の権利の尊重）を遵守しております。即ち、①開示の十分性及び②透明性に十分配慮し、また、以下のとおり、④株主の権利に対しても慎重に配慮するものであります。また、本信託型ライツ・プランの設定にあたり、③流通市場に与える直接の具体的影響はないものと考えます。

①　設定に際しての株主総会特別決議による承認

米国のライツ・プランは、一般的に取締役会決議のみで導入されています。

これに対し、当社が設定する本信託型ライツ・プランは、新株予約権の発行に際し、本議案により、株主総会の特別決議を取得することを予定しております。

② 合理的な客観的解除要件の設定

前述のように、本新株予約権は、買収提案が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合には行使することができないように、客観的な条件が定められています。

本新株予約権の行使条件の充足の有無の判断等については、前述のとおり、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインに定める手続に従ってこれを行い、当社取締役会は、かかる特別委員会の判断を最大限尊重して、当社としての最終決定を行うこととなります。

③ 新株予約権の無償取得可能性の確保（デッドハンド性の否定）

当社取締役会は、上記⑴③に従い本新株予約権を行使することができないと判断する場合には、本新株予約権の権利発動事由発生時点を先送り等しない限り、原則として当社が本新株予約権を無償にて取得することを決議しなければなりません。

これに加え、当社取締役会は、本新株予約権の募集事項⑽２）に規定される一定の場合には、いつでも当社が本新株予約権を取得することを決議することができるものとされています。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、大規模買付者グループにより選任された取締役によって構成される当社取締役会であってもかかる権限を有するため、議決権行使を通じて株主の皆様の意思表示が反映されることが確保されているといえます。

以上から、本信託型ライツ・プランにおける本新株予約権は、米国でかつて存在した、いわゆるデッドハンド・ピル、スローハンド・ピルなどといったライツ・プランとは全く異なるものです。

④ ライツ・プラン運用ガイドラインの採択

当社取締役会は、本新株予約権が合理的に利用されるために、有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを、特別委員会の同意を得て当社取締役会において決議することとしております。

⑤ 独立社外者のみからなる特別委員会の設置

本信託型ライツ・プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会の判断の公正さを担保し、その恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。本信託型ライツ・プラン設定時の特別委員会は、社

外監査役１名及び社外有識者２名のみにより構成され、今後も独立社外者のみから構成されるものとしています。特別委員会は、具体的には、株主の皆様に代わり、株主の皆様のために、情報の収集や買収提案の検討を行い、当社取締役会等に対して大規模買付者との交渉を指示し、本信託型ライツ・プランの発動に関して、本新株予約権の権利発動事由発生時点の先送り及び新株予約権の無償取得の是非等に関する決定を行い、当社取締役会に勧告する役割等を果たします。

⑥　第三者専門家の意見の取得

大規模買付者グループが出現した場合又は出現のおそれがあると合理的に認められる場合、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等の専門家）の助言を受けることができるとされています。

⑦　有効期間の限定（３年間のサンセット条項の存在）

新株予約権の行使期間は原則として平成30年６月30日までの３年間とされており、かかる３年経過後において信託型ライツ・プランを設定する場合には、再度株主総会の特別決議を経ることが予定されています。

⑧　当社取締役の任期（１年）の維持（期差任期型取締役会の不存在）

米国の多くの企業においては、取締役を三つのグループに分け、その任期をずらす期差任期型取締役会をライツ・プランと併用することにより、ライツ・プランに非常に高い防衛効果を付与しています。これに対し、当社は、当社取締役の任期を１年としており、期差任期型取締役会を有しておらず、当社は、本信託型ライツ･プランの設定後も、この状態を維持することとしております。

また、会社法第341条により、当社取締役を株主総会の過半数の決議で解任することもできます。当社取締役会としては、株主の皆様が、毎年、株主総会における議決権の行使による当社取締役の選解任を通じ、本信託型ライツ・プランの是非についてご判断されることが適切であると考えております。

(う)　本信託型ライツ・プランが株主の皆様に与える影響等

(1)　本信託型ライツ・プランの設定時

本信託型ライツ・プランの設定時においては、株主の皆様の権利又は利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2)　本信託型ライツ・プランの発動時

本信託型ライツ・プラン発動時においては、当社取締役会は、本新株予約権の交付を受けられる株主の皆様を特定するために基準日を設定し、又は当社から振替機関に対して、当社が定める一定の日における株主の皆様の通知を請求するこ

とによって、本新株予約権が交付される株主の皆様を特定いたします。そして、基準日又は当該当社が定める一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、信託契約及び法令等に従った手続を行っていただくことを前提に、その所有する普通株式の数に応じて新株予約権が交付されます。なお、受益者たる株主の皆様へ新株予約権を交付するに際しては、法令に基づく本人確認手続等が必要となります。

以上の手続により株主の皆様に対して新株予約権が交付された場合には、①本新株予約権の募集事項に規定される行使条件に基づき、株主の皆様のご判断によって新株予約権を行使していただくことにより、当社が、新株予約権を行使された株主の皆様に対して当社普通株式を交付するか、又は、②本新株予約権の募集事項に規定される取得条項に基づき、当社が、株主の皆様から新株予約権を取得し、その取得の対価として株主の皆様に対して当社普通株式を交付いたします。

① 本新株予約権の行使に対して当社普通株式を交付する場合

株主の皆様においては、原則として、１個の本新株予約権につき１円を払込取扱場所において払い込むとともに、当社所定の本新株予約権行使請求書等を提出することにより、原則として、１個の本新株予約権につき、１株の当社普通株式が発行されることになります。仮に、株主の皆様が、こうした金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経ず、かつ、その後当社が下記②の方法によって本新株予約権を取得しなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社普通株式が希薄化することになります。一方で、大規模買付者グループに属する者は本新株予約権を行使することができない結果、その保有する当社普通株式について議決権割合が低下することになります。

② 本新株予約権の取得と引き換えに当社普通株式を交付する場合

当社が本新株予約権の募集事項に規定される取得条項に基づき、本新株予約権を取得する際の手続としては、当社は、特別委員会の勧告を受けた当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権が株主の皆様に交付された後の一定の日をもって、株主の皆様の所有に係る本新株予約権を取得し、その取得の対価として当社普通株式１株を交付いたします。

これらの手続による場合には、株主の皆様から、振替手続により当社普通株式を交付するために必要な情報等を当社に提供していただく場合があります。

なお、大規模買付者グループに属する者は、他の株主の皆様に対してのみ当社普通株式が交付されることとなる結果、その保有する当社普通株式について議決権割合が低下することになります。

(3) 本新株予約権の無償取得時

上記(ハ)(1)③にて述べましたとおり、当社は、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、本新株予約権を行使することができない場合には、原則として全ての本新株予約権を無償で取得しなければならないものとされています。加えて、当社は、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合等、本新株予約権の募集事項に規定される一定の場合に該当し、全ての本新株予約権を無償で取得することが適切であると判断するときは、当社取締役会の決議により、いつでも、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとされています。

この場合、株主の皆様が保有する当社普通株式が希薄化されないこととなり、また当社普通株式の価格が変動するおそれがあります。

以上より、当社は、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」をはじめ、経済産業省に設置された企業価値研究会が、平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が制定し、平成27年６月１日から適用されている「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に関する事項、その他各方面において進められているいわゆる敵対的買収に対する防衛策の検討動向及びその内容を勘案し、また、弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザー及び信託銀行等の第三者の見解を踏まえ、導入の当否及びその内容も含めて、真摯に検討を重ねてまいりました結果、現時点において、本信託型ライツ・プランが現行法制度のもとで導入し得る最も有効な選択肢であり、第三回信託型ライツ・プランに引き続き、本信託型ライツ・プランを設定することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために最も望ましい方策であると判断するに至りました。

そこで当社は、このように当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために最も望ましい方策である本信託型ライツ・プラン設定のため、本信託銀行に対して、本新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

２．本新株予約権の募集事項

(1) 申込期日

平成27年６月29日

(2) 割当日（会社法第238条第１項第４号に定義される。）

平成27年６月29日

⑶　本新株予約権の目的である株式の種類及び数

１）本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

２）本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。）する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記３）又は４）により対象株式数（下記３）に定義される。）が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

３）各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数（以下「対象株式数」という。）は、新株予約権１個当たり１株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ､調整の結果生ずる１株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映した上で、調整後対象株式数を算出するものとする。

４）上記３）の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。

①　資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。

②　その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、対象株式数の調整を必要とするとき。

⑷　本新株予約権の総数

25,000,000個

⑸　各本新株予約権の払込価額

無償とする。

⑹　本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式１株当たりの額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は１円とする。

⑺　本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の払込取扱銀行及び払込取扱場所（予定）

三井住友信託銀行株式会社

本店営業部

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

⑻　本新株予約権の行使期間

平成27年７月１日から平成30年６月30日（ただし、平成30年６月30日以前に権利発動事由（下記⑼１）に定義される。）が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から６ヶ月間を経過した日）までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

⑼　本新株予約権の行使の条件

１）下記①乃至⑤に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、

㈠　当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に定義される。以下本㈠において同じ。）の保有者（同法第27条の23第１項の保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。）であって、15％を超える議決権割合[8]を有する者（当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン（以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。）に規定される企業価値特別委員会（以下「特別委員会」という。）の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15％を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認めた者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。）になったことを示す公表（ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社

8　議決権割合とは、(i)当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に定義される。）の保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に定義される。）又は(ii)当社が発行者である株券等（同法第27条の23第１項に定義される。）の公開買付けに係る公開買付者（次頁㈠に定義される。）及び特別関係者（次頁㈠に定義される。）の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に定義される。）の合計をいう。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定される。）及び総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定される。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。以下同じ。

取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間（ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。）が経過したとき（当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者（後に定義される。）が下記⑤に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。）、

又は、

(イ) 当社が発行者である株券等（同法第27条の２第１項に定義される。以下本(イ)において同じ。）について、公開買付け（同法第27条の２第６項に定義される公開買付けであって、同法第27条の２第１項に規定する買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項で定める場合を含む。）に係る株券等の議決権割合が、その者の特別関係者（同法第27条の２第７項に定義される。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。）（また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。）の開始公告を行ったことを示す公表（ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められた開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間（ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。）が経過したとき（当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記⑤に定める

者であると当社取締役会が認めた場合を除く。）（以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。）

以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループ（これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。）に属する者以外の者のみが、下記(14)及び(15)に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大規模買付者グループには、(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者（実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。）及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者（当社取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者か否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引又は契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成の有無や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当するか否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。）も含まれるものとする。

また、大量保有者グループを形成する保有者（上記(ア)に定義される。）及び公開買付者グループに属する公開買付者（上記(イ)に定義される。）を総称して「大規模買付者」という。

① 当社又は当社の子会社

② 当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨、当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者

③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨、当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

④ 当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者から当該信託の受託者としての地位を承継した者（当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。）

⑤　上記①から④までに掲げる者のほか、当社取締役会が、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有（以下「買収」という。）が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者（一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。）

２）上記１）にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由（以下「脅威」という。）がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。

①　当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること

②　当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得することができないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

③　当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収（第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいう。）等、それに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること

④　当該大規模買付け等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含むがこれに限られない。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること

⑤　上記①乃至④のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化（当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。）

を妨げる重大なおそれがあること

3）上記２）のほか、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転（特定の者が当社の総株主の議決権の３分の１を超えて保有することとなる行為をいう。）を伴う場合であって、(i)当該大規模買付け等が、当社が発行者である普通株式全てを対象として現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収（第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいう。）等、それに応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、及び(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものであるとの条件をいずれも満たした場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。

4）上記２）及び３）のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続･条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社において履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務は負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

5）受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記１）④に規定す

る信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。

６）新株予約権者が、上記１）から５）までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

⑽　本新株予約権の取得事由及び条件

１）当社は、権利発動事由発生時点以降、上記⑻所定の本新株予約権の行使期間が満了する時までの間、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記⑼に従い本新株予約権を行使することができる者及び上記⑼４）により本新株予約権を行使することができない者（上記⑼２）、３）又は５）の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。）から、当該者の有する本新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。

２）上記１）のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日（ただし、以下の⑤又は⑥の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して３営業日が経過した日）において、本新株予約権の全部を無償で取得する。

①　権利発動事由が生じた場合であって、上記⑼２）又は３）に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合

②　当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合

③　当社取締役会が本新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合

④　上記①乃至③のほか、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

⑤　特別委員会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

⑥　当社の株主総会が、本新株予約権の全部を無償で取得すべき旨について、会社法第309条第１項所定の方法により決議した場合

⑾　取得の対価として交付される株式の種類及び数

１）上記⑽に従った本新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は、当社普通株式とする。

２）上記⑽に従った本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記３）又は４）により交付株式数（下

記３）に定義される。）が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

３）各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、１株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後交付株式数＝調整前交付株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる１株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映した上で、調整後交付株式数を算出するものとする。

４）上記３）の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。

①　資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき

②　その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、交付株式数の調整を必要とするとき

⑿　合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転時における、本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の１）から５）までに掲げる行為（以下「合併等」という。）を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を、当該１）から５）までに定める株式会社（以下「存続株式会社等」という。）に対し、下記①乃至⑤の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記①乃至⑤の各号の決定方針に沿う記載のある当該１）から５）までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

１）合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約

２）吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約

３）新設分割

新設分割により設立する株式会社：新設分割計画

４）株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約

５）株式移転

株式移転により設立する株式会社：株式移転計画

① 新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類

存続株式会社等の普通株式

② 新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数

合併等の条件等を勘案の上、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の１株未満の端数は切り捨てる。

③ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

合併等の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の１円未満の端数は切り上げる。

④ 承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

上記⑻乃至⑾等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。

⑤ 当社取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記⑼４）の規定により本新株予約権を行使することができない者（上記⑼２）、３）又は５）の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。）であるときは、当社取締役会は、下記⑯①乃至④の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

⒀ 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における、増加する資本金の額及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における、増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

⒁ 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社所定の新株予約権行使請求書（当該本新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証

条項及び補償条項を含む。）に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、必要に応じて別途定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）の下でその時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を添えて、新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

⑮　本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記⑭の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時（ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時）とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

⑯　本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、適用ある外国の法令の管轄地域に所在する者であり、上記⑼４）の規定により本新株予約権を行使することができない者（上記⑼２）、３）又は５）の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

①　本新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲受人が作成し署名又は記名押印した確認書（下記②乃至④についての表明・保証条項及び補償条項を含む。）が譲渡人によって提出されていること

②　譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと

③　譲受人が当該管轄地域に所在せず、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと

④　譲受人が上記②及び③に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと

⑰　本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

⑱　割当先

三井住友信託銀行株式会社

⑲　法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

以　上

（別添１）信託契約の主な内容

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社
受益者	将来買収者が出現した後に、一定の手続により特定される当社の全株主（買収者を含み、自己株式の所有者としての当社は除く。）
受益者代理人	受益者代理人を置くものとする。
信託契約締結日	平成27年６月29日（予定）
信託契約の期間	信託契約締結日から新株予約権全部の無償取得時又は新株予約権行使期間終了時までの期間
信託目的	新株予約権を管理し、信託財産交付事由が生じた場合には、信託契約に従い新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とする。
信託財産	新株予約権　25,000,000個
信託財産交付事由	本新株予約権の募集事項に定める権利発動事由（本新株予約権の募集事項⑼１））が発生し、かつ、新株予約権の受益者への交付につき委託者の取締役会による承認決議が行われたこと。
信託財産の交付	受託者は所定の手続を経た上で、受益者に対してその保有する当社普通株式１株当たり１個の新株予約権を交付する。
信託報酬	委託者負担
信託の計算	計算期日は信託契約に定める所定の日及び信託終了日
報告	受益者代理人及び委託者宛
最終計算承認	受益者代理人及び委託者

以　上

（別添２）ライツ・プラン運用ガイドラインの概要

・企業価値特別委員会（以下本別添２において「特別委員会」という。）は当社取締役会の決議により設置される。
・特別委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、概要以下の条件を満たした者の中から選任されるものとし、就任に際して、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結した者でなければならない。
(a) 現在又は過去において、当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（ただし、社外取締役を除く。以下同じ。）、又は監査役（ただし、社外監査役を除く。以下同じ。）となったことがない者
(b) 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものでない者
(c) 当社等と現に取引のある主要取引金融機関（いわゆるメイン・バンク又は準メイン・バンク）において、現在又は過去に取締役又は監査役となったことがない者
(d) ①当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先、②当社等の取締役又は監査役が、取締役又は監査役その他の役員を務める会社その他の組織（当社等を除く）、又は③当社等が多額の寄付をしている会社その他の組織において、現に取締役又は監査役その他の役員でない者
(e) 当社等との間に特別利害関係のない者
(f) 企業経営に関する一定以上の経験を有する者又は社外有識者等
・特別委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
(a) 本新株予約権の募集事項(9)１）に規定される権利発動事由発生時点の先送りに関する決定
(b) 本新株予約権の募集事項(9)１）に規定される大規模買付者グループに属する者であるか否かの認定に関する決定
(c) 上記(b)を除く本新株予約権の募集事項(9)１）に規定する者に該当する者であるか否かの認定に関する決定
(d) 本新株予約権の募集事項(9)１）、(9)２）に従い本新株予約権を行使することができな

い場合であるか否かの決定

(e) 本新株予約権の募集事項⑽に従った当該要項所定の本新株予約権の取得の是非に関する決定

(f) その他本新株予約権の募集事項において特別委員会の勧告を要するものとされている事項のうち、当社取締役会が特別委員会に判断を委ねた事項

(g) その他当社取締役会の判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に判断を委ねた事項

・特別委員会は、上記各決定に際しては、大規模買付者により当社に対する買収提案がなされた場合、当該買収提案の内容について情報収集・検討等を行い、必要があれば当社代表取締役等をして当該大規模買付者と交渉させることなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努める。

・特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

・特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以　上

（別添３）特別委員会委員略歴

〈社外監査役〉

佐藤　榮太郎（さとう・えいたろう）

【略歴】

昭和43年２月	税理士登録
昭和47年９月	公認会計士登録
平成14年７月	日本公認会計士協会東京会葛飾会会長
平成20年６月	当社監査役（現任）

〈社外有識者〉

村田　守弘（むらた・もりひろ）

【略歴】

昭和45年12月	アーサーヤング東京事務所入所
昭和49年11月	公認会計士登録
平成６年12月	東京青山法律事務所入所
平成10年10月	アーサーアンダーセン税務事務所入所、翌年代表就任
平成14年７月	朝日 KPMG 税理士法人設立、同代表就任
平成16年１月	KPMG 税理士法人設立、同代表社員就任
平成18年４月	村田守弘会計事務所代表（現任）
平成23年６月	カゴメ㈱社外監査役（現任）
平成24年３月	住友ゴム工業㈱社外監査役（現任）

北村　康央（きたむら・やすお）

【略歴】

昭和63年４月	㈱日本興業銀行（現㈱みずほ銀行）入行
平成８年４月	弁護士登録（東京弁護士会）
平成13年２月	米国ニューヨーク州弁護士登録
平成19年10月	北村・平賀法律事務所設立（現任）
平成23年11月	関東運輸㈱社外監査役（現任）
平成25年11月	㈱雑貨屋ブルドッグ社外取締役（現任）
平成27年３月	東亞合成㈱社外監査役（現任）

以　上

［メ　モ　欄］

［メ　モ　欄］

［メ　モ　欄］

会場が前回の定時株主総会会場から変更となっておりますので、ご来場の際には、ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。

株主総会会場ご案内図

会　場：〒116-0014　東京都荒川区東日暮里５丁目50番５号　ホテルラングウッド　２階「朱鷺」
電話　03-3803-1234㈹

最寄駅：JR 日暮里駅、京成日暮里駅、日暮里・舎人ライナー日暮里駅から徒歩３分

※駐車場の収容台数には限りがございますので、電車等の交通機関をご利用ください。

